

熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（第二条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・一
- 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）（第三条関係）・・・・・・・・一三
- 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）（第四条関係）・・・・・・・・一四
- 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）（第五条関係）・・・・・・・・一八
- 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（第六条関係）・・・・・・・・一九
- バイオマス活用推進基本法（平成二十一年法律第五十二号）（第七条関係）・・・・・・・・二一
- 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）（第八条関係）・・・・・・・・二三
- 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）（第九条関係）二四

(附則)

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第六条関係）・・・・・・・・・・・・三九
- 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（附則第六条関係）・・・・・・・・四〇
- 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（附則第六条関係）・・・・・・・・・・・・四一

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

目次

第一章 総則（第一条・第二条の二）

第二章～第九章（略）

附則

第一章 総則

（基本理念）

第二条の二 エネルギーの使用の合理化等は、エネルギーを使用する者によるエネルギーの使用が抑制されることを基本として行われなければならない。

2 エネルギーの使用の合理化等は、エネルギーの使用の目的に応じて適切かつ効率的にエネルギーが使用されることを基本として行われなければならない。

3 エネルギーの使用の合理化等は、再生可能エネルギー源（太陽光、太陽熱その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）及び廃熱の利用の促進が図られつつ、国内の地域に存するエネルギー源から得られ、又は製造されたエネルギーがその得られ、又は製

現行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章～第九章（略）

附則

第一章 総則

（新設）

造された地域内で使用されることを基本として行われなければならない。

- 4 | エネルギーの使用の合理化等は、エネルギーを使用する者によるエネルギーの使用の合理化等に関する主体的な取組が促進されるよう、エネルギーの使用の合理化等に資する情報が広く公開されることにより、行われなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、前条の基本理念にのつとり、工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 ～ 6 （略）

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 ～ 6 （略）

(特定事業者の指定)

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（第十九条第一項に規定する連鎖化事業者を除く。第三項において同じ。）のうち、

(特定事業者の指定)

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（第十九条第一項に規定する連鎖化事業者を除く。第三項において同じ。）のうち、

その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量又は廃熱の年度の排出量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量及び廃熱の年度の排出量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置している全ての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量又は廃熱の排出量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況又は廃熱の排出量その他廃熱の排出の状況に關し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者（以下「特定事業者」という。）については、この限りでない。

4 特定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置しているすべての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置しているすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に關し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者（以下「特定事業者」という。）については、この限りでない。

4 特定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができ

一 その設置している全ての工場等につき事業の全部を行わなくなつたとき。

二 その設置している全ての工場等における第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量又は廃熱の年度の排出量の合計量について第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

5・6 (略)

(第一種エネルギー管理指定工場等の指定)

第七条の四 経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量又は廃熱の年度の排出量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定がある工場等として指定するものとする。

（第一種エネルギー管理指定工場等の指定）

第七条の四 経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等（以下「第一種エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（以下「第一種特定事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、同項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 (略)

一 その設置しているすべての工場等につき事業の全部を行わなくなつたとき。

二 その設置しているすべての工場等における第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

5・6 (略)

（第一種エネルギー管理指定工場等の指定）

第七条の四 経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等（以下「第一種エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（以下「第一種特定事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、同項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 (略)

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量又は廃熱の年度の排出量について前項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3・4 (略)

(定期の報告)

第十五条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）又は廃熱の排出量（その設置している工場等ごとの廃熱の排出量を含む。）その他廃熱の排出の状況並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(廃熱の排出量の公表)

第十五条の二 主務大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る特定事業者が設置している工場等のうちその廃熱の排出量が政令で定める数値以上であるものがあ

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について前項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3・4 (略)

(定期の報告)

第十五条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(新設)

るときは、当該工場等が所在する地域の事業者又は住民による廃熱の利用等に資するよう、当該特定事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名、当該工場等の名称及び所在地、当該工場等に係る廃熱の排出量その他経済産業省令で定める事項を公表するものとする。

(第二種エネルギー管理指定工場等の指定)

第十七条 経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち第一種エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量又は廃熱の年度の排出量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて政令で定めるもの以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

(第二種エネルギー管理指定工場等の指定)

第十七条 経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち第一種エネルギー管理指定工場等以外の工場等であつて第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて政令で定めるもの以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

2 特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等（以下「第二種エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（以下「第二種特定事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、同項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 (略)

一 (略)

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量又は廃熱の年度の排出量について前項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 (略)

4 経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量又は廃熱の年度の排出量が第七条の四第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を同項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の指定を取り消すものとする。

5 (略)

(特定連鎖化事業者の指定)

第十九条 経済産業大臣は、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟店者」という。）が設置している工場等におけるエネルギーの使用的の条件に関する事項であつて経済産業省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が設置している

二 第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量について前項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

3 (略)

4 経済産業大臣は、第二種エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第七条の四第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を同項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の指定を取り消すものとする。

5 (略)

(特定連鎖化事業者の指定)

第十九条 経済産業大臣は、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟店者」という。）が設置している工場等におけるエネルギーの使用的の条件に関する事項であつて経済産業省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が設置している

全ての工場等及び当該加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量又は廃熱の年度の排出量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化をエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 連鎖化事業者は、その設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量又は廃熱の排出量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置している全ての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量又は廃熱の排出量その他のエネルギーの使用の状況又は廃熱の排出量その他のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された者（以下「特定連鎖化事業者」という。）については、この限りでない。

3 特定連鎖化事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、

すべての工場等及び当該加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 連鎖化事業者は、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量又は廃熱の排出量その他のエネルギーの使用の状況又は廃熱の排出量その他のエネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された者（以下「特定連鎖化事業者」という。）については、この限りでない。

3 特定連鎖化事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、

第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 当該特定連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等につき事業の全部を行わなくなつたとき。

二 当該特定連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量又は廃熱の年度の排出量の合計量について同条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

4・5 (略)

(準用規定)

第十九条の二 第七条の二第一項、第二項及び第三項（第七条の三第四項で準用する場合を含む。）、第七条の三から第八条まで、第十一条（第十三条第四項で準用する場合を含む。）並びに第十三条から第十七条までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、第七条の二第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項中「その設置している工場等」とあるのは「その設置して

第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 当該特定連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等につき事業の全部を行わなくなつたとき。

二 当該特定連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について同条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

4・5 (略)

(準用規定)

第十九条の二 第七条の二第一項、第二項及び第三項（第七条の三第四項で準用する場合を含む。）、第七条の三から第八条まで、第十一条（第十三条第四項で準用する場合を含む。）並びに第十三条から第十七条までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、第七条の二第一項、第十四条第一項及び第十五条第一項中「その設置している工場等」とあるのは「その設置して

いる工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、第十五条の二中「特定事業者が設置している工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」とあると、「当該工場等」とあるのは「これらの工場等」と、「当該特定事業者」とあるのは「当該特定連鎖化事業者又は当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者」と、第十六条第一項及び第二項中「特定事業者が設置している工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第二十条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)又は廃熱の排出量(その設置している工場等ごとの廃熱の排出量を含む。)その他廃熱の排出の状況並びにエネルギーを消費する設備及

いる工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、第十六条第一項及び第二項中「特定事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第二十条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録を

びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）が行う調査（以下「確認調査」という。）を受けることができる。ただし、第十六条第一項の規定による指示を受けた特定事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2～4
（略）

5| 主務大臣は、第三項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る特定事業者が設置している工場等のうちその廃熱の排出量が政令で定める数値以上であるものがあるときは、当該工場等が所在する地域の事業者又は住民による廃熱の利用等に資するよう、当該特定事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名、当該工場等の名称及び所在地、当該工場等に係る廃熱の排出量その他経済産業省令で定める事項を公表するものとする。

6|
（略）

7| 第一項から前項までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。

この場合において、第一項中「その設置している工場等」とあるのは「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、「第十六条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項にお

受けた者（以下「登録調査機関」という。）が行う調査（以下「確認調査」という。）を受けることができる。ただし、第十六条第一項の規定による指示を受けた特定事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2～4
（略）

（新設）

6| 第一項から前項までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。

この場合において、第一項中「その設置している工場等」とあるのは「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、「第十六条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項にお

いて準用する第十六条第一項」と、第二項中「特定事業者が設置しているすべての工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等」と、第四項中「第十五条第一項及び第十六条」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する第十五条第一項及び第十六条」と、第五項中「特定事業者が設置している工場等」とあるものは「特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等」と、第四項中「第十五条第一項及び第十六条」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する第十五条第一項及び第十六条」と読み替えるものとする。

に係る工場等」と、「当該工場等」とあるのは「これらの工場等」と、「当該特定事業者」とあるのは「当該特定連鎖化事業者又は当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者」と読み替えるものとする。

○非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この法律において「非化石エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 化石燃料を熱源とする熱以外の熱（化石燃料の燃焼により排出される廃熱を含み、前号に掲げる物の燃焼によるもの及び電気を変換して得られるものを除く。）

三・四 （略）

（定義）

第二条 この法律において「非化石エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 化石燃料を熱源とする熱以外の熱（前号に掲げる物の燃焼によるもの及び電気を変換して得られるものを除く。）

三・四 （略）

（非化石エネルギーの供給目標）

第三条 （略）

2～5 （略）

6| 経済産業大臣は、適時に、供給目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7| 8| （略）

（非化石エネルギーの供給目標）

第三条 （略）

2～5 （略）

（新設）

6| 7| 8| （略）

○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)(第四条関係)

改正案

(傍線部分は改正部分)

(定義)

第二条 この法律において「新エネルギー利用等」とは、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条に規定する非化石エネルギー(以下この条において「非化石エネルギー」という。)を製造し、若しくは発生させ、又は利用することのうち、次に掲げるものをいう。

(定義)

第二条 この法律において「新エネルギー利用等」とは、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第二条に規定する非化石エネルギー(以下この条において「非化石エネルギー」という。)を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであつて、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

(新設)

一 動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。次号及び第七号において「バイオマス」という。)を原材料とする燃料を製造すること。

(新設)

二 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱を得ることに利用すること(第七号に掲げるものを除く。)。

三 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用すること。

四 海水、河川水その他の水を熱源とする熱を利用すること。

五 雪又は氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。)を熱源と

現行

(新設)

(新設)

(新設)

する熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用すること。

六 廃熱を利用すること（第十二号に掲げるものを除く。）。

七 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用すること。

八 地熱を発電に利用すること。

九 風力を発電に利用すること。

十 水力を発電（かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される出力が千キロワット以下である発電設備を利用する発電に限る。）に利用すること。

十一 太陽電池を利用して電気を発生させること。

十二 廃熱を発電に利用すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、経済性の面における制約から普及が十分でないものであつて、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

（基本方針）

第三条（略）

2 基本方針は、次に掲げる事項について、エネルギー需給の長期見通し、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定め

（基本方針）

第三条（略）

2 基本方針は、次に掲げる事項について、エネルギー需給の長期見通し、新エネルギー利用等の特性、新エネルギー利用等に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定め

るものとする。

一 燃料の製造量における前条第一号の燃料の製造量の占める割合、熱の供給量における同条第二号から第六号までの熱の量の

占める割合並びに電気の供給量における同条第七号から第十号まで及び第十二号の発電に係る電気並びに同条第十一号の電気の量の占める割合に関する目標

二(五) (略)

3・4 (略)

5 経済産業大臣は、第二項の事情の変動を勘案し、おおむね五年ごとに、基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の変更に準用する。

(地方公共団体の促進方針)

第七条 地方公共団体は、基本方針を勘案して、その地域の実情に応じた新エネルギー利用等の促進に関する方針（次項において「促進方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、促進方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

るものとする。
(新設)

一(四) (略)

3・4 (略)

5 経済産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(地方公共団体の施策における配慮)

第七条 地方公共団体は、地域における新エネルギー利用等の促進に資する施策の策定及び実施に当たつては、できる限り、基本方針の定めるところに配慮するものとする。

(新設)

(新エネルギー利用等の促進に関する施策の実施状況の公表)

第十四条の二 経済産業大臣は、関係行政機関の長に対し、新エネ

ルギー利用等の促進に関する施策の実施状況について報告を求め
ることができる。

2 経済産業大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要
を公表するものとする。

3 地方公共団体の長は、毎年度、新エネルギー利用等の促進に關
する施策の実施状況を公表するよう努めるものとする。

(主務大臣)

第十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第八条第一項に規定する認定、第九条第一項に規定する変更
の認定、同条第二項に規定する認定の取消し及び第十四条に規
定する報告の徴収に関する事項については、経済産業大臣及び当該
新エネルギー利用等を行う者の行う事業を所管する大臣とす
る。

(新設)

(主務大臣)

第十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第八条第一項に規定する認定、第九条第一項に規定する変更
の認定、同条第二項に規定する認定の取消し及び前条に規定す
る報告の徴収に関する事項については、経済産業大臣及び当該
新エネルギー利用等を行う者の行う事業を所管する大臣とす
る。

○豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十二号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（雪冷熱エネルギーの活用促進）

第十三条の七 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備、当該施設への雪の運搬その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

現行

（雪冷熱エネルギーの活用促進）

第十三条の七 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（第六条関係）

改 正 案

（傍線部分は改正部分）

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電又は河川熱利用（河川の流水を熱源とする熱を利用すること）をいう。次条及び第二十三条の四第四号において同じ。）のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

（流水の占用の登録）

第二十三条の二 前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電又は河川熱利用のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

（登録の拒否）

第二十三条の四 河川管理者は、第二十三条の二の登録の申請が次

（流水の占用の許可）

第二十三条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

（流水の占用の登録）

第二十三条の二 前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電又は河川熱利用のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

（登録の拒否）

第二十三条の四 河川管理者は、第二十三条の二の登録の申請が次

の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一～三　（略）

四 第二十三条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電又は河川熱利用のために河川の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者は、当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないと。

五　（略）

の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一～三　（略）

四 第二十三条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないと。

五　（略）

○バイオマス活用推進基本法（平成二十一年法律第五十二号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（技術の研究開発及び普及）

第二十四条 国は、効率的かつ効果的なバイオマスの活用のために
はバイオマスの利用に関する技術の研究開発及びその成果の普及
を図ることが不可欠であることに鑑み、海洋バイオマス（バイオ
マスのうち海藻その他の海洋生物資源に由来するものをいう。）そ
の他の未利用のバイオマスの利用に関する技術その他の効率的な
バイオマスの利用を確保するための技術の研究開発、バイオマス
の利用に関する技術の実用化のための研究開発等の促進、地域の
特性に応じたバイオマスの利用に関する技術の研究開発、これら
の技術の研究開発の成果の普及事業の推進その他の必要な施策を
講ずるものとする。

現行

（技術の研究開発及び普及）

第二十四条 国は、効率的かつ効果的なバイオマスの活用のために
はバイオマスの利用に関する技術の研究開発及びその成果の普及
を図ることが不可欠であることにかんがみ、未利用のバイオマス
の利用に関する技術その他の効率的なバイオマスの利用を確保す
るための技術の研究開発、バイオマスの利用に関する技術の実用
化のための研究開発等の促進、地域の特性に応じたバイオマスの
利用に関する技術の研究開発、これらの技術の研究開発の成果の
普及事業の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

○都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)(第八条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

(低炭素まちづくり計画)

第七条 (略)

2 低炭素まちづくり計画には、その区域（以下「計画区域」という。）を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

イムト (略)

チ 廃熱の利用による二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項

事項

リ (略)

三ヽ五 (略)

3ヽ8 (略)

(廃熱利用施設の設置者等への援助)

第五十一条の二 低炭素まちづくり計画に第七条第二項第二号チに掲げる事項を記載した市町村は、廃熱の利用による二酸化炭素の排出の抑制を促進するため、計画区域内における廃熱を利用するする

ための施設（以下この条において「廃熱利用施設」という。）の整

(低炭素まちづくり計画)

第七条 (略)

2 低炭素まちづくり計画には、その区域（以下「計画区域」という。）を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

イムト (略)

チ (新設)

(略)

三ヽ五 (略)

3ヽ8 (略)

(新設)

備に対する助成、計画地域内の廃熱利用施設の設置者及び計画地域内において廃熱利用施設を設置しようとする者に対する情報の提供又は助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)(第九条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー利用の促進に関する法律	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気(再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。)の発電及び再生可能エネルギー熱(再生可能エネルギー熱利用設備を用いて再生可能エネルギー源から得られる熱をいう。)の利用(以下「再生可能エネルギー利用」という。)のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とする。</p> <p>漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー利用を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギーの供給源の多様化に資することを目的とする。</p>

(基本理念)

第二条 農山漁村における再生可能エネルギー利用の促進は、市町村、再生可能エネルギー利用を行う事業者、農林漁業者及びその

(基本理念)

第二条 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、市町村、再生可能エネルギー電気の発電を行う事業者、農林

組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 農山漁村における再生可能エネルギー利用の促進に当たっては、食料の供給、国土の保全その他の農林漁業の有する機能の重要性に鑑み、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー利用のための利用との調整が適正に行われなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるもの）
- 五 太陽熱
- 四 地熱
- 三 水力
- 二 風力
- 一 太陽光

漁業者及びその組織する団体その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。

2 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、食料の供給、国土の保全その他の農林漁業の有する機能の重要性に鑑み、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて次に掲げるエネルギー源（次項において「再生可能エネルギー源」といふ。）を変換して得られる電気をいう。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱

(新設)

を除く。)

七 バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

八 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気又は熱のエネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして主務省令で定めるもの

（略）

3 この法律において「再生可能エネルギー熱利用設備」とは、再生可能エネルギー源から熱を得る設備及びその附属設備をいう。

4 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一～三 （略）

四 再生可能エネルギー発電設備若しくは再生可能エネルギー熱利用設備（以下「再生可能エネルギー利用設備」という。）又は

農林漁業の健全な発展に資するものとして農林水産省令で定める施設（以下「農林漁業関連施設」という。）の用に供される土地及び開発して再生可能エネルギー利用設備又は農林漁業関連施設の用に供されることが適当な土地で農山漁村にあるもの

（前三号に掲げる土地を除く。）

五 バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして主務省令で定めるもの

（略）

（新設）

3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一～三 （略）

四 再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業の健全な発展に資

するものとして農林水産省令で定める施設（以下「農林漁業関連施設」という。）の用に供される土地及び開発して再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の用に供されることが適当な土地で農山漁村にあるもの（前三号に掲げる土地を除く。）

5 | 五 (略)

(基本方針)

第四条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー利用の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー利用の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

二 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

三 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー利用のための利用との調整に関する基本的事項

三 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整に関する基本的事項

四 再生可能エネルギー利用設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

五 (略)

4 | 五 (略)

(基本方針)

第四条 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

二 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

六 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー利用の促進に際し配慮すべき重要事項

3～6 (略)

(基本計画)

第五条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー利用の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー利用の促進による農山漁村の活性化に関する方針

二 再生可能エネルギー利用設備の整備を促進する区域

三 前号に掲げる区域において整備する再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模

四 再生可能エネルギー利用設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合にあっては、その区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項

五 前号に掲げる事項のほか、再生可能エネルギー利用設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する

六 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

3～6 (略)

(基本計画)

第五条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

二 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

三 前号に掲げる区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

四 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域を定める場合にあっては、その区域及び当該区域において実施する農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項

五 前号に掲げる事項のほか、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する

る事項

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー利用の促進に際し配慮すべき事項その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

4 基本計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、当該基本計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（再生可能エネルギー利用設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（第十六条において「所有権の移転等」という。）を促進する事業をいう。第一号及び同条第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項を定めることができる。

一〇四 （略）
5 （略）

6 再生可能エネルギー利用設備の整備を行おうとする者は、当該整備を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、基本計画の作成についての提案をすることができる。

7 12 （略）

る事項

3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

4 基本計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、当該基本計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（第十六条において「所有権の移転等」という。）を促進する事業をいう。第一号及び同条第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項を定めることができる。

一〇四 （略）
5 （略）

6 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、基本計画の作成についての提案をすることができる。

7 12 （略）

(協議会)

第六条 (略)

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 (略)

二 当該市町村の区域内において再生可能エネルギー利用設備の整備を行おうとする者

三 (略)

3・4 (略)

(設備整備計画の認定)

第七条 再生可能エネルギー利用設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができる。

2 設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備をしようとする再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー利用設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間

(協議会)

第六条 (略)

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 (略)

二 当該市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者

三 (略)

3・4 (略)

(設備整備計画の認定)

第七条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画（以下「設備整備計画」という。）を作成し、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の認定を申請することができる。

2 設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間

二 前号の再生可能エネルギー利用設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

三 第一号の再生可能エネルギー利用設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

四・五 (略)

3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー利用設備等（前項第一号の再生可能エネルギー利用設備及び同項第二号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。）の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であつて漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー利用設備等の整備に関する事項が同条第二項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。

二 前号の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

三 第一号の再生可能エネルギー発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

四・五 (略)

3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等（前項第一号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第二号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。）の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であつて漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同条第二項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。

三 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー利用設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。次項第七号及び第十三条において同じ。）内において行う行為であつて同法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー利用設備等の整備に関する事項が同法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可をしてはならない場合に該当しないこと。

4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー利用設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー利用設備等の整備に係る行為が第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならぬ。

一〇十（略）

5 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲

三 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。次項第七号及び第十三条において同じ。）内において行う行為であつて同法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならないものである場合は、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可をしてはならない場合に該当しないこと。

4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならぬ。

一〇十（略）

5 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲

げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー利用設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一・二（略）

6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項第八号又は第九号に掲げる行為（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー利用設備等の整備に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー利用設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一・四（略）

8 海岸管理者は、第四項第七号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー利用設備等の整備に係る行為が、海岸法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により

げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一・二（略）

6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項第八号又は第九号に掲げる行為（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一・四（略）

8 海岸管理者は、第四項第七号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により

同法第七条第一項又は第八条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9～11 (略)

(設備整備計画の変更等)

第八条 (略)

2 (略)

3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第三項の認定に係る設備整備計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。）に従つて再生可能エネルギー利用設備等の整備を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 (略)

(農地法の特例)

第九条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて再生可能エネルギー利用設備等の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて再生可能エネルギー

同法第七条第一項又は第八条第一項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9～11 (略)

(設備整備計画の変更等)

第八条 (略)

2 (略)

3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第三項の認定に係る設備整備計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。）に従つて再生可能エネルギー発電設備等の整備を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 (略)

(農地法の特例)

第九条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて再生可能エネルギー発電設備等の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて再生可能エネル

一 利用設備等の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第十条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて集約酪農地域の区域内にある草地において再生可能エネルギー利用設備等を整備するため行う行為については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第九条の規定は、適用しない。

(森林法の特例)

第十一條 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて対象民有林において再生可能エネルギー利用設備等を整備するため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合は、当該許可があつたものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて保安林において再生可能エネルギー利用設備等を整備するため森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合は、これらの許可があつたものとみなす。

一 発電設備等の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第十条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて集約酪農地域の区域内にある草地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第九条の規定は、適用しない。

(森林法の特例)

第十一條 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて対象民有林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合は、当該許可があつたものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて保安林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合は、これらの許可があつたものとみなす。

(漁港漁場整備法の特例)

第十二条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて漁港の区域内の水域又は公共空地において再生可能エネルギー利用設備等を整備するため漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

(海岸法の特例)

第十三条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて海岸保全区域内において再生可能エネルギー利用設備等を整備するため海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

(自然公園法の特例)

第十四条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において再生可能エネルギー利用設備等を整備するため自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において再生可能エネルギー利用設備等を整備するため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二

(漁港漁場整備法の特例)

第十二条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて漁港の区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

(海岸法の特例)

第十三条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて海岸保全区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

(自然公園法の特例)

第十四条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならぬ行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二

項の規定は、適用しない。

(温泉法の特例)

第十五条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて再生可能エネルギー利用設備等を整備するため温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

(所有権移転等促進計画の作成等)

第十六条 (略)

2 (略)

3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 所有権移転等促進計画の内容が、認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー利用設備等の用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するように定められていること。

五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ (略)

ロ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の

項の規定は、適用しない。

(温泉法の特例)

第十五条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従つて再生可能エネルギー発電設備等を整備するため温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

(所有権移転等促進計画の作成等)

第十六条 (略)

2 (略)

3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 所有権移転等促進計画の内容が、認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するように定められていること。

五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ (略)

ロ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の

移転等が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合には、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー利用設備等の用に供するためのものであること。

ハ
(略)

移転等が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合には、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用に供するためのものであること。

ハ
(略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考
（略）

法律

（略）

農林漁業の健全な発展と調

和のとれた再生可能エネル

ギー利用の促進に関する法

律（平成二十五年法律第八十

一號）

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考
（略）

法律

（略）

農林漁業の健全な発展と調

和のとれた再生可能エネル

ギー電気の発電の促進に関

する法律（平成二十五年法律

第八十一號）

（略）

事務

○農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（所掌事務）

第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令によりその権限に属させた農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の利用関係の調整に関する事項並びに農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー利用の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）によりその権限に属させた事項

二・三（略）

2~4（略）

（所掌事務）

第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令によりその権限に属させた農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の利用関係の調整に関する事項並びに農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）によりその権限に属させた事項

二・三（略）

2~4（略）

○農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一九 （略）

九の二 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー利用の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第十七条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第四項の権利が設定され、又は移転される場合

十 六 （略）

2 5 7

現行

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一九 （略）

九の二 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第十七条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第四項の権利が設定され、又は移転される場合

十 六 （略）

2 5 7